桶川市民俗芸能保存事業交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、市内の伝統的な民俗芸能の保存に努める伝承団体(以下「民俗芸能伝承団体」という。)に対し、その保存、伝承及び後継者育成に要する経費に充てるための費用として、予算の範囲内において民俗芸能保存交付金(以下「民俗芸能交付金」という。)を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において「民俗芸能伝承団体」とは、文化財保護法(昭和25年法律第214号)、埼玉県文化財保護条例(昭和30年埼玉県条例第46号)、若しくは桶川市文化財保護条例(昭和32年桶川市条例第22号)によって定められた無形民俗文化財である民俗芸能の伝承団体又はそれに準じる民俗芸能の伝承活動について3年以上の実績を有する団体をいう。

(交付額)

第3条 民俗芸能交付金の交付は毎会計年度1団体につき1回を限度とし、交付額は一律 30,000円とする。

(申請書等の提出)

第4条 交付金の交付を受けようとする者は、民俗芸能保存事業交付金交付申請書(第1号様式)1通を市長に提出しなければならない。提出期限は、毎会計年度別に定めるものとする。

(交付決定)

第5条 市長は、民俗芸能交付金の交付を決定したときは、速やかに当該民俗芸能交付金の交付の申請をした者に対し、民俗芸能保存事業交付金交付決定通知書(第2号様式) により通知するものとする。

(実績報告書等の提出)

第6条 交付金の交付の決定を受けた者は、事業終了後2週間以内に、民俗芸能保存事業 実績報告書(第3号様式)1通を市長に提出しなければならない。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

年 月 日

桶川市長

団 体 名	
代表者住所	
代表者氏名	E
電話番号	

民俗芸能保存事業交付金交付申請書

年度民俗芸能保存事業について、民俗芸能保存事業交付金を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 事業計画書 別紙
- ◎ 添付書類(芸能の内容が分かる資料・団体規約等)

事 業 計 画 書

1 事業の目的 桶川市に昔より伝えられている民俗芸能の保存、後継者の育成

2 事業施行の月・内容・場所 (年月日から年月日まで)

г	7 714/12/14	. , ,	12H 300171 (<u> </u>		H 7	 	16	- /			_
	月				内	容				場	所	
	年	月										
	年	月										
	年	月										
	年	月										
	年	月										
	年	月										
	年	月										

役 員 名 簿

		<u>.</u> .			年	月	日作成
団体名							
<u>会員数</u>	名(男 _	<u>名</u> 、	女名)				
役職	氏 名		住所		電話	番号	

役職	氏 名	住 所	電話番号

[※] この名簿は教育委員会からの連絡及び貴団体の規模等現状把握のためのみに使用します。

第号年月日

様

桶川市長

民俗芸能保存事業交付金交付決定通知書

年度民俗芸能保存事業交付金について、以下のとおり交付を決定しましたので通知します。

記

- 1 交付額
- 2 内容

民俗芸能の保存及び後継者育成にかかわる費用

年 月 日

桶川市長

団 体 名	
代表者住所	
代表者氏名	印
電話番号	

民俗芸能保存事業実績報告書

年度民俗芸能保存事業について、桶川市補助金交付金規程により下記のとおり事業実績を報告します。

記

1 事業成績書 別紙

事 業 成 績 書

- 1. 事業の目的 : 桶川市に昔より伝えられている民俗芸能の保存、後継者の育成
- 2. 事業施行の月・内容・場所

実 施 月	内容	場所
年月		
年月		